

プエンテ

# PUENTE

Puente (プエンテ) とはスペイン語で「かけ橋」という意味です。  
みなさんと行政書士とのかけ橋となれるよう思いを込めて。

 **東京都行政書士会**  
トラブルを予防!! 行・政・書士

Vol.16



P2

## ぷえ子と解決!

行政書士試験が無事に終了した  
ぷえ子。  
試験の出来の良さに早くも将来の  
ことを考え始めました。  
そういえばぷえ子の叔母にある  
問題が…。



P3~4

## どうする?! 熟年離婚

最近、話題の熟年離婚。  
長年連れ添ったからこそ生じる  
悩みもあります…。



P5~7

## 年金分割 ってなに?!

今年の4月1日からスタート  
した年金分割制度。  
一体どんな内容? 詳  
しく解説!



P8

## 市民相談センター



行政書士は  
事業と暮らしの  
アドバイザー  
困り事、悩み事の  
無料相談ができます!

03-5489-2411

ごよやく ふよーい い(相談)

きっと私  
行政書士になれるわ



行政書士の試験の  
出来が良かったから

1

相続の分野かあ  
それとも  
今は**離婚**が  
いいかなあ

行政書士に  
なった人の  
これから

2

合格したら  
どんな業務を  
やるのかな



3

はいっ  
30年の結婚生活でしたが  
昨日**離婚届**を  
提出いたしました。



4

あっ



長年連れ添った夫婦が  
**離婚**するのは残念だけど  
今は**熟年離婚**も多いし  
よっしょっ  
ちよっと  
調べてみよう!!



6

ぷえこ(叔母(55))  
離婚しちゃうもんね  
そついえば叔母も  
**離婚**するって  
いってたなあ



5

# どうする?! 熟年離婚

## 1、近年の離婚事情

離婚の理由は千差万別ですが、「年金分割制度」の導入を受けて50～60代の離婚、いわゆる「熟年離婚」が増加していると言われています。平成20年4月からは新たな年金分割制度も導入される見通しで、離婚件数はさらに増加していくのでしょうか？離婚と年金分割の実体はどうなっているのでしょうか？ここでは特に熟年離婚で問題となるようなことについて解説します。

## 2、離婚の方法

離婚とは、夫婦双方の合意によって夫婦生活を将来に向かって解消することを言いますが、その方法としては、

- ①協議離婚
- ②調停離婚
- ③審判離婚
- ④裁判上の和解による離婚
- ⑤認諾離婚
- ⑥裁判離婚

の6つがあります。

※「和解離婚」「認諾離婚」は平成16年4月に新たに創設された制度です。

協議離婚とは、夫婦の話し合いにより成立する離婚で、日本における離婚の約90%が協議離婚です。協議離婚の成立には夫婦の合意があればよく、離婚理由は問われません。協議離婚は、離婚届が提出・受理された時点で成立します。協議離婚は、手続きが簡単である反面、「財産分与」「慰謝料」の取決めについて書面に残さないことも多いため、お互いの権利義務が曖昧になることが多いので、別途書面（一般に離婚協議書といわれる書面）にしておくことが望ましいでしょう。離婚協議書はあくまで夫婦が自分たちで作成するものですが、行政書士等に依頼することもできます。

「離婚協議書」には財産分与の方法、慰謝料の金額等について、夫婦間で取決めたい内容を書面に残します。作成した離婚協議書をさらに公証役場へ持って行き、公正証書にしておけば、支払が滞った場合には強制執行することが可能になります。

## 離婚届「不受理申出制度」

離婚を求める夫や妻が相手方に無断で離婚届を提出してしまうことがあります。

このような勝手な離婚届を防ぐために、市区町村役場に行って離婚届を受理しないでほしいという申し出をすると、6ヶ月間は離婚届が提出されても受理されません。この不受理申出は「不受理申出取下書」を出せばいつでも撤回することができます。延長したい場合は、不受理期間中に改めて不受理申出書を提出し更新する必要があります。不受理申出制度は、「離婚届」以外にも「婚姻届」「養子縁組届」「養子離縁届」にも利用されています。



## 2、離婚と氏・戸籍

熟年離婚では、長年親しんだ名前を変えるかどうかという悩みもあります。結婚により氏を改めた者は、離婚をすると、原則、「婚姻前の氏」に戻り、戸籍も「婚姻前の戸籍」(両親の戸籍)に戻ることとなります。しかし、仕事や生活上の不都合から、婚姻中の氏のままにいたいという場合には、離婚の日から3ヶ月以内に「離婚の際に称していた氏を証する届」(「婚氏続称の届出」)を市区町村役場に提出すれば、引き続き婚姻中の氏を名乗ることができます。戸籍は新たに作成されます。元の配偶者の承認や証人を必要としないため、自分ひとりで届出を行うことができます。

ただし、一度、「婚氏続称」を選択すると、旧姓に戻すには家庭裁判所の手続きが必要となり、必ずしも変更が認められるとは限らないため離婚後の氏は慎重に決める必要があります。

まとめると、離婚後の戸籍と氏を選択には、次の3通りの方法があります。

- ・ 婚姻前の戸籍と氏に戻る
- ・ 婚姻前の氏に戻り、自分を戸籍筆頭者とした戸籍を新しく作る
- ・ 離婚後も婚姻中の氏とし、自分を戸籍筆頭者とした戸籍を新しく作る

## 3、財産分与について

長年連れ添った夫婦の間には、二人で築いた財産もあるでしょう。熟年離婚では、二人の間で財産をどのように分けるのか、財産分与の問題が生じることも多くあるのではないのでしょうか？財産分与とは、夫婦が婚姻中に協力して取得した財産を、離婚する際又は離婚後に分けることを言います。現金、預金、自動車、土地、ローン、掛け捨てでない生命保険などがその対象です。婚姻前から所有している財産や、相続によって取得した財産は財産分与の対象とはなりません。離婚後に財産分与をする場合にその話し合いがまとまらないときには、離婚

のときから2年以内に家庭裁判所に調停の申立てをして、財産分与を求めることができます。財産分与は、離婚の原因がどのようなものかは関係ないため、夫婦で築いた財産であれば、裁判所で争ったとしてもその分与を免れるのは難しいでしょう。

## 4、慰謝料について

慰謝料は、離婚に伴う精神的苦痛に対する賠償です。慰謝料は、不貞行為(浮気)や暴力、虐待等があった場合など、慰謝料を請求されてもやむを得ない理由がある場合に発生します。したがって、離婚をしたからといって必ずしも慰謝料が発生するとは限りません。

平成19年の慰謝料請求額の目安は670万円なのに対し、実際に判決等で認められた金額の目安は190万円でした。

慰謝料は、離婚の日から3年以内に請求する必要があります。3年を経過すると時効により請求できなくなります。

### ■離婚協議書の例

**離婚協議書**

夫・行政太郎(昭和〇〇年〇月〇〇日生、以下「甲」という)と妻・行政花子(昭和〇〇年〇月〇〇日生、以下「乙」という。))は、離婚について協議した結果、次の通り合意した。

第1条(離婚合意)  
甲と乙は、平成〇〇年〇月〇日協議離婚することに合意し、離婚届に各自署名押印し、乙にその届出を託し、乙は平成〇〇年〇月〇日までに届出を完了することとする。

第2条(慰謝料)  
甲は乙に対し、本件離婚に伴う慰謝料として、金〇〇万円を平成〇〇年〇月〇日までに支払う。甲は上記金額を平成〇〇年〇月末日限り次の口座(以下「本件口座」という)に振り込んで支払う。  
預金口座の表示  
金融機関 〇〇銀行 〇〇支店  
名義人 行政花子  
口座番号 普通 △△△△△△△

第3条(財産分与)  
1 甲は乙に対し、本件離婚に伴う財産分与として、金〇〇万円を平成〇〇年〇月〇日までに本件口座に振り込んで支払う。  
2 甲は乙に対し、本件離婚に伴う財産分与として、甲の所有する下記不動産を譲渡し、平成〇〇年〇月〇日までに、乙のために所有権移転登記手続きをする。  
不動産の表示  
土地 東京都〇〇〇番地  
宅地 〇〇〇. 〇〇㎡  
建物 東京都〇〇〇番地  
家屋番号〇〇〇番〇〇 木造スレート葺二階建 居宅一棟  
一階〇〇. 〇〇㎡ 二階〇〇. 〇〇㎡

第4条(清算事項)  
甲及び乙は、本件離婚に関し、以上の条項に定めるほかに相互に何らの債権債務のないことを確認し、金銭その他の請求をしないこととする。

本離婚協議書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自署名押印の上、各自1通を保管する。

平成〇〇年〇月〇日

(甲) 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番地  
行政 太郎 印

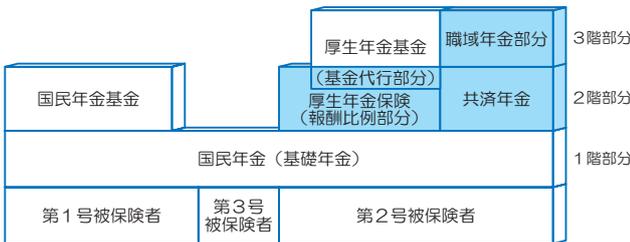
(乙) 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番地  
行政 花子 印

# 年金分割ってなに?!

## 1. 年金のどこが分割されるのでしょうか?

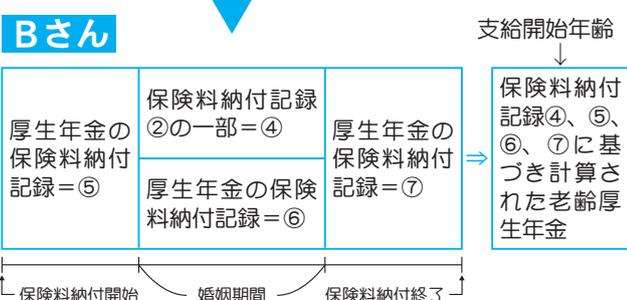
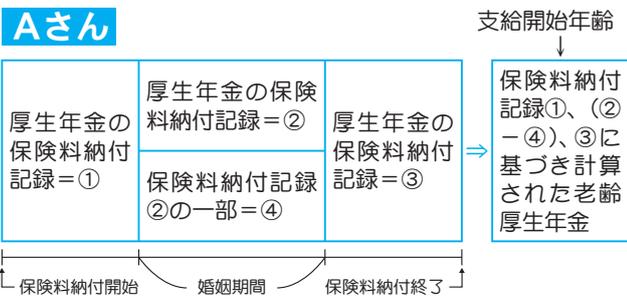
年金分割は、厚生年金や共済年金の報酬比例部分（2階部分）を分割するものであり、1階にあたる基礎年金部分や3階にあたる厚生年金基金の上乗せ給付部分は分割の対象となりません。但し、共済年金については、職域年金部分も分割の対象となります。（共済年金は公務員が対象となります。）

\*水色部分が分割の対象となる部分です。



**重要なポイント**  
年金分割は、年金額自体を分割するものではなく、婚姻期間における年金計算の基礎となる保険料納付記録を分割するものです。

\*分割のイメージ（④の部分がAさんからBさんへ）



## 2. 分割制度の特徴とは?

分割には、2つの制度があります。そのうちのひとつを（1）離婚分割もう一つを（2）3号分割といいます。

### （1）離婚分割の特徴とは？

- ①対象となるのは平成 19 年 4 月 1 日以後の離婚です。
- ②分割の対象となる期間は平成 19 年 4 月 1 日前を含む婚姻期間となります。
- ③事実婚が解消した場合は第 3 号被保険者としての期間を分割の対象とします。
- ④分割される側を第 1 号改定者（婚姻期間の標準報酬総額が多い人）、分割を受ける側を第 2 号改定者（婚姻期間の標準報酬総額が少ない人）といいます。
- ⑤分割をすること及び分割の割合（按分割合といいます）について、夫婦間で合意をします。
- ⑥合意ができない場合は、調停などの裁判所における手続きによって分割する割合を定めることができます。
- ⑦按分割合の上限は2分の1、下限は夫婦合計の報酬総額に対する第 2 号改定者の持分となります。
- ⑧離婚等をした日の翌日から起算して2年を経過すると請求ができません。（特例があります。）

**重要なポイント**  
年金分割は、必ず夫から妻へ分割されるというわけではなく、標準報酬総額の多い人から少ない人へ分割されます。

### （2）3号分割の特徴とは？

- ①対象となるのは平成 20 年 4 月 1 日以後の離婚です。
- ②対象期間は一方が第 3 号被保険者であった期間のうち、平成 20 年 4 月 1 日以後の期間（特定期間といいます）となります。
- ③被扶養配偶者（分割を受ける人）からの請求によって、特定期間における特定被保険者（分割される人）の保険料納付記録の2分の1が分割されます。
- ④夫婦間の合意は必要ありません。
- ⑤請求期限の定めはありません。
- ⑥特定期間は事実婚でもOKです。

## 3. 分割された年金を受給するには？

分割を受けた人は、ご自分の公的年金加入期間等により、受給資格期間（原則 25 年以上）を満たしていなければ年金を受給できません。



## 4. 年金分割のための「情報提供」ってなに？

予め分割のための按分割を決めるために必要な情報を把握しておきたい場合には、平成18年10月より、社会保険庁に対して必要な情報の提供を請求することができるようになりました。請求は当事者双方又は一方からでも可能です。一方から請求の場合、婚姻関係が解消していれば、請求をしていない他方にも、「年金分割のための情報通知書」が交付されます。婚姻関係が継続している場合は、請求者のみに通知書が交付されます。

### (1) 情報提供の内容

- ① 分割の対象となる期間
  - ② 分割の対象となる期間に係わる離婚当事者それぞれの保険料納付記録
  - ③ 按分割の範囲
- \* 50歳以上の人、障害厚生年金を受給している人については、希望すれば、分割をした場合の見込額も提供されます。

### (2) 請求時に必要となるもの

- ① 請求者の年金手帳
- ② 戸籍謄本又は抄本
- ③ 事実婚関係にあった期間を有する場合には、それを明らかにする書類が必要です。

### (3) 再請求

前回の情報提供があった日から3か月を経過していない場合は、原則として再請求をすることができません。

## 5. 離婚分割手続の流れ

### (1) 情報提供の請求



### (2) 情報の提供



### (3) 当事者間の話し合い

- ① 合意をした場合 → (4)へ
- ② 合意できない場合 → (5)へ



### (4) 公正証書の作成等

合意により按分割合を定めた場合は、公正証書又は公証人に認証を受けた私署証書によって、按分割合等を明らかにすることが必要となります。

必要とされる記載事項は、次のとおりです。

- ① 当事者それぞれの氏名、生年月日、基礎年金番号

- ② 年金分割の請求をすることについて当事者間で合意した旨

- ③ 当事者間で合意した按分割合

→作成後、(6)へ



### (5) 裁判所への申立て

合意ができないとき、当事者の一方が家庭裁判所に対して申立てをし、按分割合を定めることができます。年金分割の請求を行うときは、請求書に裁判関係の書類を添えて提出します。

→ (6)へ



### (6) 年金分割の請求

請求時に必要となるものは、次のとおりです。

- ① 年金手帳
- ② 戸籍謄本又は抄本
- ③ 住民票
- ④ 公正証書又は私署証書
- ⑤ 裁判関係の書類



### (7) 保険料納付記録（標準報酬）の改定が通知される

## 6. 離婚分割請求期限の特例

離婚分割は、離婚が成立した日の翌日から2年以内に請求しなければなりません。次の(1)～(4)に該当するときには、それぞれから1か月以内であれば、2年を経過した後であっても請求ができるものとされています。

- (1) 離婚から2年以内に申立てをした審判が確定したとき。
- (2) 離婚から2年以内に申立てをした調停が成立したとき。
- (3) 訴訟において按分割合に関する判決が確定したとき。
- (4) 訴訟において按分割合に関する和解が成立したとき。



年金分割はこのような制度なのですが、せっかく縁があってご夫婦になったわけですから、こうした制度を使わずに、お互いにかわいあい、いつまでも幸せに暮らしていってほしいと心の中では願っています。

# ○法律用語豆知識



## \* 家事事件

離婚問題や相続問題などの家庭内紛争に関する事件のことを家事事件といいます。この家事事件は、家族の感情的な対立が背景にあることが多く、ただ法律を適用して結論を下すばかりでは適当といえず、相互の感情の対立を解消する試みが必要となります。そのため、家庭裁判所はこのような事件については、プライバシーに配慮するため非公開の手続きで、家庭内の問題をいかに円満に解決するかということを第一に処理するようにしています。

離婚について夫婦間で話し合いがまとまらない場合に、すぐに裁判を。。と考えがちですが、離婚においては、前出にある理由から裁判をする前に必ず調停を申し立てて、解決を試みるのが義務付けられています。

## \* 離婚における調停

離婚における調停とは、裁判官である家事審判官と民間の良識者から選ばれた調停委員二人以上で構成される調停委員会が、当事者双方から事情を尋ねたり、意見を聞いたりして、双方が納得の上で問題を解決できるように助言やあっせんを図る手続です。最近では、心理学、社会学、教育学など人間科学の専門知識を持つ者が調停委員を補佐することもあるようです。

調停は、当事者双方に合意ができると、原則として合意事項を書面にして終了し、後は離婚の届出をするだけとなります。一方、調停はあくまで話し合いですので、判決のような当事者を拘束する力がなく、調停委員の助言等によっても話し合いがまとまらないときは、調停不成立として終了します。例外的に調停に代わる審判をする場合があります。

## \* 離婚における審判

離婚における審判とは、裁判官である家事審判官が、当事者から提出された書類や家庭裁判所調査官の行った調査の結果など、様々な資料に基づいて、当事者の申立ての趣旨に反しない範囲で判断を決定する調停の終結方法の一つです。

離婚における調停を重ね、離婚を成立させた方が当事者のためであるにもかかわらず、当事者の態度の固執等により、調停成立の見込みがないときに家庭裁判所が職権で判断を下すことがあります。

審判に不服があるときは、2週間以内に異議の申し立てをすることにより、審判の効力は失われます。異議申し立てをしないで、2週間が過ぎた場合には審判は確定し、離婚が成立します。その後、離婚の届出をします。

## ○第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者とは？

国民年金法第7条第1項第1号から第3号にそれぞれ規定されています。

### ・第1号被保険者

「日本国内に住所を有する20歳以上60才未満の者であって第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないもの」を第1号被保険者といいます。自営業者や学生等が対象となります。

### ・第2号被保険者

「被用者年金各法（厚生年金保険法、国家公務員共済組合法等）の被保険者、組合員又は加入者」を第2号被保険者といいます。サラリーマンや公務員が対象となります。但し、65歳以上の者については、老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有しない者に限られます。

### ・第3号被保険者

「第2号被保険者の配偶者であって主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者を除く）のうち20歳以上60歳未満のもの」を第3号被保険者といいます。一般的には、サラリーマンの妻などが対象となります。



行政書士  
による

東京都行政書士会

検索

# 市民相談センター

市民生活や法人活動などに伴う、  
官公署手続き・契約・相談・書類作成などの困り事や悩みは、  
親切に対応する街の身近な法律家「行政書士」にご相談ください。

電話相談は **無料** ですので、お気軽にご相談ください。

**TEL 03-5489-2411**

ごよやく ふよーい い(相談)



月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

9:00～20:30

土曜日

9:00～16:30

※事案処理は有料です

ご意見、ご感想はこちらまで

**info@tokyo-gyosei.com**

イラスト ほりたしずこ

**PUENTE** フェンテ vol.16

平成 19 年 11 月 30 日発行

■本誌記載記事の無断転載・複製を禁じます。

編集 東京都行政書士会広報部  
編集委員長 清水 勲  
編集委員 吉田 安之  
田村 通彦  
清水 良満  
高橋 敦子  
近藤 直樹  
青山 純子

発行人 東京都行政書士会  
会長 清水 勝利  
東京都目黒区青葉台 3-1-6  
TEL 03-3477-2881  
FAX 03-3463-0669  
URL <http://www.tokyo-gyosei.or.jp>  
印刷所 東京都同胞援護会事業局